

平成 28 年 9 月 20 日

各 位

会社名：株式会社アルチザネットワークス
代表者名：代表取締役社長 床次 隆志
（コード番号：6778 東証二部）
問い合わせ先：常務取締役管理本部長 清水 政人
（連絡先：042-529-3494）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 28 年 10 月 27 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設するとともに、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるようにするため、現行定款に第 29 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款第 29 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 定款変更の日程

取締役会による決議日	平成 28 年 9 月 20 日（火曜日）
株主総会による決議予定日	平成 28 年 10 月 27 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 27 日（木曜日）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>第39条 (新設)</p> <p>第38条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 30 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 40 条～第 45 条 (現行どおり)</p>

以上